

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和2年12月18日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 18名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 柳井哲也君
- 10番 甲斐徳之助君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 15番 須藤京子君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 守屋常雄君
- 18番 諸橋太一郎君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 2名

- 11番 池辺己実夫君
- 19番 市川圭一君

1. 出席説明員

| | |
|--------------------|-----------|
| 市 長 | 根 本 洋 治 君 |
| 副 市 長 | 滝 本 昌 司 君 |
| 教 育 長 | 染 谷 郁 夫 君 |
| 監 査 委 員 | 早 川 広 行 君 |
| 市長公室長 | 吉 川 修 貴 君 |
| 経営企画部長 | 吉 田 将 巳 君 |
| 総 務 部 長 | 植 田 裕 君 |
| 市 民 部 長 | 高 谷 寿 君 |
| 保健福祉部長 | 内 藤 雪 枝 君 |
| 環境経済部長 | 藤 田 聡 君 |
| 建 設 部 長 | 山 岡 孝 君 |
| 教 育 部 長 | 川 井 聡 君 |
| 会計管理者 | 飯 島 希 美 君 |
| 農業委員会事務局長 | 結 速 武 史 君 |
| 経営企画部次長兼 政策企画課長 | 柳 田 敏 昭 君 |
| 総務部次長兼 管 財 課 長 | 野 口 克 己 君 |
| 市民部次長 | 小 川 茂 生 君 |
| 保健福祉部次長 | 飯 野 喜 行 君 |
| 環境経済部次長 | 梶 由 紀 夫 君 |
| 建設部次長 | 長谷川 啓 一 君 |
| 建設部次長兼 下水道課長 | 野 島 正 弘 君 |
| 教育委員会次長兼 教育企画課長 | 吉 田 茂 男 君 |
| 教育委員会次長兼 生涯学習課長 | 大 里 明 子 君 |
| 全 参 事 | |

1. 議会事務局出席者

| | |
|----------|-------|
| 事務局長 | 滝本仁君 |
| 庶務議事課長 | 野島貴夫君 |
| 庶務議事課長補佐 | 飯田晴男君 |
| 庶務議事課主査 | 宮田修君 |

令和2年第4回牛久市議会定例会

議事日程第6号

令和2年12月18日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 意見書案第12号訂正の件
- 日程第 2. 議案第 83号 牛久市第4次総合計画基本構想の策定について
- 日程第 3. 議案第 84号 牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例について
- 日程第 4. 議案第 85号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 86号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 87号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 88号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第 89号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第 90号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第 91号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第 92号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第 93号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13. 議案第 94号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14. 議案第 95号 令和2年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15. 議案第 96号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16. 議案第 97号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17. 議案第 98号 令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18. 議案第100号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第19. 議案第101号 指定管理者の指定について
- 日程第20. 意見書案第10号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出について

日程第 2 1. 意見書案第 1 1 号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について

日程第 2 2. 意見書案第 1 2 号 コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書の提出について

日程第 2 3. 決議案第 4 号 福祉に関連する諸政策の推進を求める決議について

日程第 2 4. 請願第 5 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める
請願書

日程第 2 5. 議案第 1 0 2 号 令和 2 年度牛久市一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 2 6. 議員提出議案第 3 号 市長の専決処分事項に関する件の一部を改正する件について

日程第 2 7. 議員提出議案第 4 号 牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 2 8. 議員提出議案第 5 号 牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第 2 9. 閉会中の事務調査の件

追加日程第 1 その 1. 意見書案第 1 3 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創
設を求める意見書の提出について

追加日程第 1 その 2. 決議案第 5 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創
設を求める決議について

午前10時00分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

11番池辺己実夫君、19番市川圭一君より欠席の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第102号の1件、意見書案第12号訂正の件、議員提出議案第3号ないし議員提出議案第5号の3件が提出されましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、意見書案第12号訂正の件を議題といたします。



意見書案第12号訂正の件

○議長（石原幸雄君） 7番伊藤裕一君から、意見書案第12号訂正の理由の説明を求めます。

7番伊藤裕一君。

〔7番伊藤裕一君登壇〕

○7番（伊藤裕一君） コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書（案）の修正内容として、休業手当、経営支援の部分に関し、若者支援の意味合いを強調するため、提案理由、施策の修正、補強をするものです。

まず、上段3段目を以下のように改めましたので読み上げます。

「しかし、若者・学生に対する支援は対象が狭く、支給内容も薄い。若者の雇用と生活を直撃するコロナ解雇・無給休業は、経営危機に直面している中小企業に特に多く、事業者負担無しで休業手当が支給できる『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』及び『雇用調整助成金』の特例措置は若者に十分活用されていない。『学生支援緊急給付金』10万円（住民税非課税世帯の学生は20万円）も予定対象者数は学生全体の1割程度と狭く、金額も私立大学の授業料約90万円と比較して低い。長期にわたる休校やオンライン授業による巣ごもり化、アルバイト失業による生活苦、高い授業料……。『就職はどうなるのか』『奨学金の返済は大丈夫か』という不安にさいなまれている学生も多い。」

また、記3と4につきましても、以下のように修正させていただきました。

「記3 若者の雇用と収入を守るため、『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』及び『雇用調整助成金』の特例措置に関し、実施期間の十分な確保、資格・手続の緩和を進めるとともに、事業者・関連機関等への宣伝・指導を強めること。」と修正いたしました。

さらに記4につきましても、「さらに、若者の雇用を守るため、経営危機に直面している中

小企業に対する家賃補助をはじめ経営支援施策を強化すること。」と修正いたしました。

修正内容は以上となります。

○議長（石原幸雄君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第12号訂正の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議があるということですので、起立により採決いたします。

意見書案第12号訂正の件については、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立少数であります。よって、意見書案第12号訂正の件については、これを承認することは否決されました。

次に、日程第2、議案第83号ないし日程第19、議案第101号の18件、日程第20、意見書案第10号ないし日程第22、意見書案第12号の3件、日程第23、決議案第4号の1件、日程第24、請願第5号の1件を一括議題といたします。



議案第 83号 牛久市第4次総合計画基本構想の策定について

議案第 84号 牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例について

議案第 85号 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 86号 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 87号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 88号 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 89号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 91号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 92号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 93号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）

議案第 94号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 95号 令和2年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 96号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 97号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 98号 令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第100号 損害賠償の額を定めることについて

議案第101号 指定管理者の指定について

意見書案第10号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出について

意見書案第11号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について

意見書案第12号 コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書の提出について

決議案第 4号 福祉に関連する諸政策の推進を求める決議について

請願第 5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書

○議長（石原幸雄君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、黒木総務常任委員長。

令和2年12月18日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 黒木 のぶ子

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 議決の結果 |
|--------|--------------------------------------|-------|
| 議案第83号 | 牛久市第4次総合計画基本構想の策定について | 原案可決 |
| 議案第84号 | 牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例について | 原案可決 |
| 議案第85号 | 牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |

| | | |
|----------------|--|------|
| 議案第 86 号 | 牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第 87 号 | 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第 88 号 | 牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第 93 号 | 令和 2 年度牛久市一般会計補正予算（第 7 号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ | 原案可決 |
| 意見書案 第 10 号 | 犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出について | 原案可決 |

〔総務常任委員長黒木のぶ子君登壇〕

○総務常任委員長（黒木のぶ子君） 総務常任委員会委員長審査報告。

令和 2 年 1 2 月 1 1 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る 1 2 月 1 4 日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 8 3 号は、牛久市第 4 次総合計画基本構想の策定についてであります。

本件は、令和 2 2 年度を目標年次とする牛久市第 4 次総合計画基本構想を策定するものであり、本市が目指すべき将来像を定め、今後 2 0 年間のまちづくりを推進していくものであります。

審査に当たり委員からは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、第 4 次総合計画の内容について必要な見直し等の考え方について質疑があり、市執行部からは基本構想については市の将来像を示していることから、基本計画及び実施計画の中にどのように反映させるか、現在市内での検討を行っているとの答弁がありました。

議案第 8 4 号は、牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例についてであります。

本件は、地方公務員法第 2 9 条の 2 第 2 項に基づき、条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限について制定するものであります。

審査に当たり委員からは、定数の改廃又は予算の減少により過員を生じたときに分限の対象となるとしているが、この場合の定数の考え方について質疑があり、市執行部からは臨時的任用職員は常勤職員の代わりとなることから、常勤職員の定数が適用となるとの答弁がありました。

議案第85号は、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、市民の利便性の向上を図るため、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアなどの多機能端末機で印鑑証明書を交付できるよう改正するものであります。

審査に当たり委員からは、多機能端末の設置場所について質疑があり、市執行部からはコンビニエンスストアの他に、スーパーマーケットなどにも設置されている。また、市役所にも設置予定であるとの答弁がありました。また、コンビニ交付に係るセキュリティーについて質疑があり、市執行部からは、コンビニ交付では、本人のみが知り得る暗証番号の設定が必要となる。また、地方公共団体情報システム機構におけるLGWAN-ASPに接続して行うこととなり、接続できる人や情報が限定される。さらに通信自体が暗号化されていることから、セキュリティー上の問題はないとの答弁がありました。

議案第86号は、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時的任用職員の勤務時間、休暇等について改正するものであります。

議案第87号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、臨時的任用職員の給与について改正するものであります。

議案第88号は、牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、臨時的任用職員の旅費について改正するものであります。

議案第93号は、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみであります。

本件は、歳入の主なものについては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億3,596万1,000円等であります。また、歳出については、職員出退勤管理システム導入費用、オンライン会議システム導入費用、コミュニティバス運行経費補償金の増額等となります。

審査に当たり委員からは、コミュニティバスの運行について、昨年度からどのくらい利用者が減少しているかについて質疑があり、市執行部からは4月から10月までの7か月間で比較すると、利用者が約7万人減少しているとの答弁がありました。また、コミュニティバス利用者の年齢構成について質疑があり、市執行部からは毎年実施している交通体系アンケートの結果からは、75歳以上の利用者が全体の43%であると推計されるとの答弁がありました。

さらに、委員からは、オンライン会議システムの設置場所と利用者について質疑があり、市執行部からは庁内にオンライン会議ができるブースを2か所、さらには庁議室でもオンライン

会議ができるように整備をする予定であり、市職員が県等の外部団体との協議や業者との打合せに利用できるようにするとの答弁がありました。

意見書案第10号は、犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出についてであります。

本件は、犯罪被害者の権利に対応して、国はたゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、国において犯罪被害者支援の充実を図るため必要な事項を実施するよう強く要望するものであります。

以上、8件であります。

付託されました案件について審査の結果、全ての執行部提出議案及び意見書案について、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、守屋教育民生常任委員長。

令和2年12月18日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会

委員長 守屋 常雄

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 議決の結果 |
|--------|--|-------|
| 議案第89号 | 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第90号 | 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第91号 | 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第92号 | 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |

| | | |
|----------------|--|------|
| 議案第 93 号 | 令和 2 年度牛久市一般会計補正予算（第 7 号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ | 原案可決 |
| 議案第 94 号 | 令和 2 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） | 原案可決 |
| 議案第 96 号 | 令和 2 年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号） | 原案可決 |
| 議案第 97 号 | 令和 2 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号） | 原案可決 |
| 意見書案 第 11 号 | 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について | 原案可決 |
| 意見書案 第 12 号 | コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書の提出について | 原案可決 |
| 決議案第 4 号 | 福祉に関連する諸政策の推進を求める決議について | 原案否決 |
| 請願第 5 号 | 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書 | 採 択 |

〔教育民生常任委員長守屋常雄君登壇〕

○教育民生常任委員長（守屋常雄君） 教育民生常任委員会委員長審査報告。

令和 2 年 1 2 月 1 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る 1 2 月 1 5 日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 8 9 号は、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、引用条項の改正を行うものであります。

審査に当たり委員からは、市内の特定地域型保育事業者数について、また今後の特定地域型保育事業者はどのくらいになるのか質疑がなされ、市執行部からは、市内の特定地域型保育事業者数は現在小規模事業所で 3 か所であり、今後につきましては、今のところ予定はないとの答弁がありました。

議案第 9 0 号は、牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正による用語の見直しに伴い、本条文中において該当する文言を改正するものであります。

議案第91号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、現在、国民健康保険税の普通徴収におきまして税額が確定する以前の4月と6月に前年度の課税額に基づく暫定課税を行なっているところですが、当該暫定課税を廃止し、税額確定後の7月を第1期として翌年3月までの9回払いとするものであります。

議案第92号は、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、議案第90号の改正理由同様、地方税法の改正による用語の見直しに伴い、本文中において該当する文言を改正するものであります。

議案第93号は、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会所管の歳出の主なものとして、市内小中学校の空調設備工事について、工事費の内訳や完成時期について質疑がなされ、市執行部からは、小学校の空調設備工事費の内訳について、中根小学校は約1,630万円、牛久小学校は約1,320万円、向台小学校は約1,300万円、岡田小学校は約650万円、牛久第二小学校は約580万円。中学校の空調設備工事費の内訳について、牛久第一中学校は約3,750万円、牛久第三中学校は約1,080万円、牛久南中学校は約830万円である。また、空調設備の完成時期は、春休み、ゴールデンウィークの時期を予定しているとの答弁がありました。

また、自校式学校給食を運営する事業の予算計上の不足について、市内小中学校の空調設備工事の実施設計や発注工事に関する入札について質疑がなされ、市執行部からは、自校式学校給食を運営する事業の委託料の予算計上にミスがあり不足が生じたものである。また、市内小中学校の空調設備工事の設計費については、予算要求時に数社から見積りを頂き予算計上している。この空調設備工事は指名競争入札であるとの答弁がありました。

次に、現在の特養の待機者数について、市のPCR検査について質疑がなされ、市執行部からは、特養の待機者数については、令和2年4月1日現在で156名の待機者がいる。また、PCR検査の検体採取場所は市内の病院で採取し、採取された検体は検査機関で検査し、検査機関の場所につきましては、それぞれの病院が契約をしたところなので、市内か市外の把握はしていない。しかし、検体が陽性だった場合は該当する保健所に患者報告をすることになっているので、竜ヶ崎保健所が陽性数のカウントとなっているとの答弁がありました。

さらに、業務効率化推進事業補助金について質疑がなされ、市執行部からは、保育所等において、保育に関する計画や記録に関する機能、園児の登園の記録や保護者との連絡に関する機能の設備を導入し、保育士の負担軽減を図り、保育士の働きやすい環境を整備することを目的とした補助金であるとの答弁がありました。

そのほか委員からは、子育て広場のオンライン導入での運営について質疑がなされ、市執行部からは、子育て広場のオンライン導入での効果について、自宅にいながら養育相談ができる

メリットがあるとの答弁がありました。

議案第94号は、令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、歳入歳出それぞれ1,093万3,000円を増額して79億2,370万2,000円とするものであります。

審査に当たり委員からは、国民健康保険のコロナによる減免、徴収猶予制度について質疑がなされ、市執行部からは、本年12月現在の国保税の減免については、67件、573万5,700円である。徴収猶予制度については、収納課所管となっているとの答弁がありました。

議案第96号は、令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、歳入歳出それぞれ1億4,784万3,000円を増額して、歳入歳出予算それぞれ55億9,984万3,000円とするものであります。

議案第97号は、令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、歳入歳出それぞれ1億835万8,000円を増額し、総額で19億8,735万8,000円とするものであります。

意見書案第11号は、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出についてであります。

審査に当たり委員からは、不妊治療については様々な問題点があると考えている。特に体外受精の問題や生殖補助医療についてもいろいろな問題点があるということで、慎重な審議が必要であり反対であるとの意見がありました。

意見書案第12号は、コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書の提出についてであります。

審査に当たり委員からは、若者への緊急支援を求める意見書案の施策3番項、4番項が若者への緊急支援の関連性を感じられず、文書を精査していただき、現段階ではこの意見書案に対して賛成をしかねるとの意見がありました。

また、コロナ拡大の中で若者や学生に負担が強いられており、この意見書に反対するものではないが、内容的には若者というより学生に偏っているのではないかと。若者や学生の就職難や非正規雇用の拡大など、あらゆる経済的な理由によって苦しめられていると思っているのは、学生に限らず多いという意見がありました。

次に、意見書案の施策3番項は、非正規雇用をはじめとする全ての労働者とあるが、これは若者に置き換えることができる内容である。雇用調整助成金の特例措置により、経営者が負担

を負うことなしに、休業手当を支給することができる特例制度を普及させることが、若者の雇用を守り生活を守るということで大変重要な意味を持っているとの意見がありました。

決議案第4号は、福祉に関連する諸政策の推進を求める決議についてであります。

審査に当たり委員からは、決議案は、市議会として全会一致が望ましい。質疑の中でいろいろな意見が出されている中で、もう一度持ち帰り、内容の問題について精査し検討することはできないかとの意見がありました。また、この決議案の施策3番項のコミュニティバスかっぱ号について、大変大事な内容を含んでいるとの意見がありました。

次に、この決議案の施策1番項の障害者や生活保護者などの窓口や相談スペースの確保について、総務常任委員会で市長が新設するという発言を受けて、今はその時期ではなく、反対である。また施策3番項のコミュニティバスかっぱ号の無料化について、市長の発言を受けて、市長が厳しいとのことであれば、無料化に踏み切ることは難しいと思っており、再度検討した方がいいのではないかとの意見がありました。

さらに委員からは、決議案第4号は、継続審査とすべき意見がありました。

請願第5号は、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書についてであります。

審査に当たり委員からは、障害者手帳を持っている方や医師の診断がある方を除いて、年を得ることによって耳の聞こえが悪くなる方に、市で助成制度をつくってほしいという請願であり、ぜひこの請願を採択していただきたいという意見がありました。

付託されました案件について審査の結果、議案第89号ないし議案第94号、議案第96号、議案第97号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第11号、意見書案第12号につきましては、賛成多数により可決すべきものと決し、決議案第4号につきましては、継続審査については賛成少数により否決され、原案に対しては、賛成少数により否決すべきものと決し、請願第5号につきましては、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、須藤産業建設常任委員長。

令和2年12月18日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 議決の結果 |
|---------|--|-------|
| 議案第93号 | 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ | 原案可決 |
| 議案第95号 | 令和2年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号） | 原案可決 |
| 議案第98号 | 令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 議案第100号 | 損害賠償の額を定めることについて | 原案可決 |
| 議案第101号 | 指定管理者の指定について | 原案可決 |

〔産業建設常任委員長須藤京子君登壇〕

○産業建設常任委員長（須藤京子君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

令和2年12月11日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月16日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第93号は、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）でありまして、歳入の県支出金は、茨城県地域企業活力向上応援事業費補助金の計上であります。歳出の商工費は、新型コロナウイルス感染症防止対策補助金及び牛久市持続化補助金の増額計上であり、土木費は、新型コロナウイルス感染症防止対策として牛久駅周辺公衆トイレ3か所の改修に係る工事費の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、新型コロナウイルス感染症防止対策補助金には国からの地方創生臨時交付金が充当できるか、茨城県地域企業活力向上応援事業費補助金の3つの補助要件のうち牛久市はいずれの要件により交付を受けるのか、交付決定から交付時期までの経過、牛久市

持続化補助金の上限25万円の根拠、及び国の小規模事業者持続化補助金の申請数と採択数について質疑がなされ、市執行部からは、新型コロナウイルス感染症防止対策補助金の1億円については、茨城県から交付される茨城県地域企業活力向上応援事業費補助金から5,000万円を充当し、市の持ち出し分となる残りの5,000万円については国の地方創生臨時交付金からの充当が可能であるとの回答を県から得ている。県からの補助金について牛久市は「新しい生活様式への対応」を補助要件としている。県の補助金交付決定以降の市の対応、経過については、7月28日の県の臨時議会において予算が成立した後、本事業については新規事業だけでなく既存の事業にも充てることができるとの説明が県からなされたが、既存事業についてはこの時点で国の地方創生臨時交付金を充てることが既に決定していたために補助申請を行わなかった。その後、9月に市の負担軽減のためにも茨城県地域企業活力向上応援事業費補助金を活用してほしいとの県からの要請を受け、当該補助金を活用するため、既存事業についても財源の組替えを行うとともに、新型コロナウイルス感染症防止対策補助金を創設して支援することを決定したのが10月であり、9月議会には間に合わず、今定例会に補正予算として計上するに至った。牛久市持続化補助金の上限25万円の根拠については、一般型の自己負担額は3分の1相当額の25万円で、コロナ型は自己負担額が50万円のものとなりと33万円のものがあり、最も金額の低い一般型の25万円に合わせている。国の小規模事業者持続化補助金の申請数と採択数については、12月14日現在で、一般型は26件の申請に対して採択が14件、コロナ型は51件の申請に対して採択が12件、台風型は2件に対して採択が0件となっているとの答弁がありました。

また、委員からは、農業用廃ビニールやポリ製品は全て日本国内において焼却処分となるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、現段階では産業廃棄物処理業者により全て焼却処分しているとの答弁がありました。

また、委員からは、新型コロナウイルス感染症防止対策補助金の申請の審査方法について質疑がなされ、市執行部からは、現時点では申請書に添付されている領収書や、工事に関して添付されている施工前と施工後の写真による審査を考えているが、場合によっては現地調査も考えなくてはならないと認識しているとの答弁がありました。当該補助金は補正予算として1億円を計上しているが、予算額を超えた補助金の申請があれば、それ以降に予算措置を行い、補助金を交付していきたいとの答弁もありました。

また、委員からは、牛久駅周辺公衆トイレの床や壁は現在タイル張りであるが、内装の改修についてはどのように考えているのかとの質疑がなされ、市執行部からは、トイレの利用者から暗いとの声もあることから、壁は明るいパネル等に改修し、床は衛生環境の向上を目的として水を流して洗浄するウェット式から拭き取って清掃するドライ式に改修したいと考えていると

の答弁がありました。

そのほか、委員からは、トイレの清掃業務は委託なのか、清掃を行う頻度などについて質疑がなされ、市執行部からは、牛久駅周辺公衆トイレの清掃については、歩道の清掃と併せて業者へ業務委託しており、午前中にそれぞれの歩道やトイレを順次回り、清掃は毎日行っているとの答弁がありました。

議案第95号は、令和2年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入の青果市場販売手数料の減収分について、青果市場財政調整基金から繰入れをするものであります。

審査に当たり委員からは、販売手数料の減収となった理由について質疑がなされ、市執行部からは、4月と5月の学校の休校に伴い学校給食が休止となったことが減収の主な要因であるが、この秋冬は全国的な豊作により野菜の価格が下落していることや、コロナ禍においては大口の出荷先である飲食店等の取引も減少していることなどから、市場の総取扱量の減少、及び販売価格の下落によって販売手数料が減収すると見込んでいるとの答弁がありました。

また、委員からは、学校給食の休止により取り扱えなくなった野菜の生産者に対する支援、及び現在休止しているととく市再開の見通しについて質疑がなされ、市執行部からは、学校給食の休止で取り扱えなくなった野菜については、生産者や仲買人に負担がかからないよう、正規に市場で仕入れて販売を行った。とく市については、夏頃に新型コロナウイルス感染症拡大が落ち着いてきたこともあり、できれば来年1月に再開したいと環境経済部内では考えていたが、その後全国的に急激に感染が拡大したことにより、来年1月の再開は中止の判断をした。しかし、今後状況が好転すれば年度内に再開できるよう、非接触型体温計の導入や市場内に入場できる人数の制限、特売品の休止などの対策を考えているとの答弁がありました。

議案第98号は、令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）でありまして、収益的収入及び支出、並びに資本的支出につきましては、職員給与関係の増額計上等であり、その財源として、一般会計補助金を充てるものであります。

債務負担行為につきましては、令和3年度におけるポンプ場電気保安管理業務等に関し、準備期間に日数を要することから、新たに設定するものであります。

審査に当たり委員からは、補正予算書に予定貸借対照表が示されているが、損益計算書についても示してほしいとの意見があり、市執行部からは、損益計算書は予算書に必ず示さなければならない資料というものではないが、今後検討していくとの答弁がありました。

議案第100号は、損害賠償の額を定めることについてであります。本件は、スズメバチ駆除の依頼を受けた環境経済部環境政策課職員が、巣の確認作業を終え帰庁するため、持参した

金属製の駆除器具を公用車に積み込む際に、その先端が敷地内に止めてあった車両に接触し、右フロントフェンダー及びヘッドライトを損傷し損害を与えたことについて、当事者と示談し、損害賠償の額を定めるものであります。

議案第101号は、指定管理者の指定についてであります。本件は、牛久自然観察の森の指定管理者として、特定非営利活動法人うしく里山の会を選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を要するものであります。

審査に当たり委員からは、特定非営利活動法人うしく里山の会を過去に選定した回数、近年の応募件数、選定委員会での評価の点数とその根拠、選定委員会の構成委員について質疑がなされ、市執行部からは、平成18年度より指定管理者制度を実施しているが、過去3回はいずれもうしく里山の会が選定されており、来年4月からの指定管理者として4回目の選定となる。近年の応募件数については、前回、前々回ともうしく里山の会のみ応募となっている。評価の点数については、現在、里山の会が行っている木育体験教室や水族館のような水槽の展示など、ほかに類を見ない独自性を評価した上で加点した結果、1,000点満点のうち743点であり、合格基準点である600点を超えたことから指定管理者に選定した。選定委員会の構成委員については、牛久自然観察の森指定管理者選定委員会設置要綱に基づいて5人の委員により構成されている。この要綱がつけられた当時の経緯として、全国の他の自然観察の森の事例を参考に、財政担当部長、環境分野の担当部長、主管課の部長、副市長、外部の学識経験者が委員として規定されたとの答弁がありました。

以上、5件であります。

付託されました案件について審査の結果、本委員会に付託されました案件は、いずれも全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。21番遠藤憲子君。

〔21番遠藤憲子君登壇〕

○21番（遠藤憲子君） それでは、意見書案第11号と決議案第4号への反対討論を行います。

す。

初めに、意見書案第11号、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出についてであります。

国会で閣議決定がなされ、来年1月の通常国会に医療制度の関連法案として提出されることが報道され、最終報告では不妊治療の保険適用を2022年度から開始するとしています。現在の不妊治療で保険適用のほか、かかる費用の一部ではありますが、体外受精や顕微授精など国費で助成している治療もあります。その理由として、厚生労働省では国が疾病かどうか、治療の安全性や有効性に根拠があるかが前提となるとしています。患者の支援に取り組むNPO法人の医療関係者は、不妊治療を議論のテーブルにのせてもらったことは歓迎するが、詳細が見えないまま、保険適用の拡大の言葉だけが独り歩きしている印象が拭えない、医療の質が担保されることが患者にとって何より重要で、幾ら安い治療を受けられるようになっても、医療の質が下がれば本末転倒だと述べております。

さらに、保険適用外には第三者からの卵子や精子の提供を受けた生殖補助医療で生まれた子供の親子関係を確定する民法特例法案が賛成多数で12月4日の衆議院本会議で可決成立いたしました。成立を受けて日本産科婦人科学会は、提供の在り方を検討する委員会の設置を発表いたしました。民法特例法は、親子関係の規定を設ける一方で、生殖補助医療そのものの規制や、子の出自を知る権利の規定などの在り方を今後2年の検討課題として先送りいたしました。また、同法には「心身ともに健やかに生まれ」という文言が入っており、優生思想の介入を許すなどの批判が上がっております。国民的合意があると言えない中で、本来生殖補助医療で生まれた当事者、医療や法律の専門家など幅広い人の意見を丁寧に聞き、十分な検討を行うべきで、短時間の審議で、今国会に成立ありきで急ぐべきではありませんでした。

次に、決議案第4号、福祉に関連する諸政策の推進を求める決議については、質疑や委員会審議でも様々な意見が出されました。決議案は、市議会の意思として全会一致が望ましいことは言うまでもありません。意見が分かれており、再検討を求めるものです。

よって、意見書案第11号と決議案第4号に反対をするものです。

委員各位の心からの賛同をお願いいたし、反対討論といたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。13番北島 登君。

〔13番北島 登君登壇〕

○13番（北島 登君） 請願第5号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願に対する賛成討論を行います。

聴覚は、視覚に次いで生きていく上で大切な五感の一つです。自覚のある、なしにかかわらず、聴力が正常の感度よりも下がった状態が難聴です。両耳が聞こえにくくなって会話に支障

が出る加齢性難聴は、誰にでも起こる可能性があります。家族や仲間とコミュニケーションが取れにくくなったり、大きな声を指摘されたり、不便を我慢しがちです。聞こえないことによって社会的に孤立しないよう、コミュニケーションを取りながら日常的に生活をしていくためにも有効なのが補聴器です。補聴器で早いうちに対策を取ることが、認知症予防にも効果的と言われています。

国は、高齢者の社会参加を促していますが、会話が成り立たなかったら社会参加はできません。耳の聞こえが悪くなり、会話に支障を来すようなことが起こったら、早めに耳鼻咽喉科を受診し、生活の質を向上させるためにも補聴器は必需品となります。

基本的な性能を持った補聴器は、片耳で10万円台、両耳で20万円台と言われており、低所得の年金暮らしの高齢者にとり効果なものとなります。県内の自治体では、古河市で1人1回限り、購入時に助成制度があります。65歳以上、市内に住所を有する人、障害者手帳がなくても受けられるなどの内容を定めています。牛久市でも高齢者の社会参加を促し、聞こえが悪くなったら早めの補聴器購入で認知症を予防するためにも助成制度をつくってほしいという請願に賛成です。

委員各位に心からの賛同をお願いいたし、賛成討論とします。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。18番諸橋太一郎君。

〔18番諸橋太一郎君登壇〕

○18番（諸橋太一郎君） 決議案第4号に対する反対討論を行います。

福祉に関連する諸政策の推進、この点につきましては、限られた財源の中で最大限強力に進めるという点では大賛成であります。しかし、今回の決議案について、記の1項目、3項目の庁舎増設等を含め実現をすること、コミュニティバスかっぱ号について、75歳以上の市民を対象とする利用料の無料化の導入時期を公表すること、この2点につきましては、現在のコロナショックによる多大な財政負担が見込まれている状況で、多大な財政支出が見込まれる事業について市民の理解は得られない。行政サービスの受益者の不公平感が大きくなる。3点目、税金の使い道をチェックするという議会が、自ら多額の支出が見込まれる事業を決議するということは、市民の負託に反するという観点から、今回の決議案に反対するものであります。

議員各位の御賛同を求め、反対討論といたします。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。5番山本伸子君。

〔5番山本伸子君登壇〕

○5番（山本伸子君） 決議案第4号に対する反対討論です。

今回の決議3点の1番目には、本庁舎1階の相談スペース等の確保のため、庁舎増設の実現が言われております。確かに市民からの相談内容も多種多様となり、1つの部署だけでなく、複数の部署と連携を取り、包括的に対応することも多くなってきており、同時に1人にかかる時間も長くなっていると伺っております。丁寧に様々なサービスにつないでいくためには、いわゆるワンストップサービスに準じた関係部署の配置が求められましようが、今は庁舎が分散し、プライバシーの配慮もさることながら、市民の利便性、業務効率の低下をもたらしているとも言えます。

また、同じようなプライバシーの配慮という点では、本庁舎2階の総合窓口課のマイナンバーカード発行においても、そのスペースは十分とは言えません。

一方で、職員が働く場の環境として見た場合にも、執務室の狭さはもとより、職員休憩室の環境、男女が一緒になっているロッカー室、昼食を取る場所も十分とは言えず、倉庫も各課の備品で満杯な状況であり、会議室の数も不足しています。

また、社会福祉協議会が入っている分庁舎、そして第3分庁舎にもエレベーターはなく、障害者や高齢者、乳幼児連れの来庁者にとって使いやすい施設とは言い難く、バリアフリーは不十分です。

市役所本庁舎は1974年に建築され、既に46年が経過し、当時の牛久市の人口は約2万5,000人で今の3分の1でした。

これら様々な状況を鑑みますと、今後長期的な視点、また全市的な視点では、現市庁舎の老朽化をはじめ、様々な課題を解消する必要があると考えます。しかし、それに要するコストや市民への理解、財政運営に与える影響などを考慮して進めていく必要があるのは言うまでもありません。

決議文には、庁舎増設等を含め実現することとなっておりますが、ウイズコロナ時代における窓口や相談スペースの早急な整備というのならば、庁舎増設ではなく、速やかに現状の施設の中で感染対策をしたスペースをつくる必要があると考えます。なぜならば、市民にとっては一刻も早い対応が求められているからです。

次に、3番目のコミュニティバスの75歳以上の利用料の無料化についてですが、過日の総務常任委員会の折の質疑でもありましたが、現状では運賃収入約3,000万円のうちの3分の1、1,000万円は75歳以上であろうということでした。かっぱ号の運行経費も昨年度は約8,900万円で、4年前から1,000万円増加しており、この金額は人件費や燃料代など固定的経費であれば、昨今の状況下では増加することはあれ、減少することは考えにくい経費です。

一方、補償金は昨年度まで約5,500万円でしたが、今年度はコロナの影響もあり、今回

の追加補正を加えて約8,200万円となりました。国庫補助金もコロナ対策に充てられ、結果的に増えていく要素がない中で、運賃収入が減額となれば、補償金の金額がさらに増えていくことは容易に予想できるところです。この補償金は、市民の税金であれば、この使い道を福祉として捉えるのかどうか。これはひとえに、市のトップのお考えにならうかとは思いますが。ただ、無料にした場合、バス路線が通っている地域と通っていない地域との間で、住民サービスに対する市民の不公平感が増す懸念があること、また、民間の路線バスの営業を圧迫することにもつながりかねないなどが考えられます。

牛久市地域公共交通網形成計画では、牛久市における公共交通の役割を、市民の移動を支える社会生活基盤として位置づけています。デマンド交通が始まり、地域ごとの移送サービスも増えつつある中で、かっぱ号の一部無料化を行うことによるそれらへの影響も考慮する必要があります。拙速に進めるべきではありません。

地方公共団体が行うことは、全て市民の福祉の増進を図ることであれば、福祉に関連する諸政策として3点述べられていますが、コロナ禍において福祉の増進を図るために優先して行う事業は、他にもあると推察いたします。

以上の理由で、この決議案には反対いたします。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号ないし議案第101号の18件、意見書案第10号ないし意見書案第12号の3件、決議案第4号の1件、請願第5号の1件について順次採決をいたします。

初めに、議案第83号、牛久市第4次総合計画基本構想の策定について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第83号は可決されました。

次に、議案第84号、牛久市条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、牛久市印鑑条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、牛久市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号、牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第92号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第93号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第94号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号、令和2年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第95号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号、令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第96号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号、令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第97号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号、令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第98号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号、損害賠償の額を定めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第100号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第101号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第10号、犯罪被害者支援の充実を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第11号、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、意見書案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第12号、コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立多数であります。よって、意見書案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、決議案第4号、福祉に関連する諸政策の推進を求める決議について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立少数であります。よって、決議案第4号は否決されました。

次に、請願第5号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、請願第5号は採択することに決しました。

ここで、本定例会で採択いたしました請願第5号につきまして、内閣総理大臣ほか各関係者へ意見書の提出をするために、意見書案第13号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書の提出について、及び決議案第5号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める決議についての2件について、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第13号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書の提出について、及び決議案第5号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める決議についての2件を日程に追加し、それぞれ追加日程第1、その1、その2として直ちに議題とすることに決定いたしました。ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時16分休憩

午前11時18分開議

○議長（石原幸雄君） 再開いたします。

追加日程第1その1、意見書案第13号及び追加日程第1その2、決議案第5号の2件についてを一括議題といたします。

追加日程第1その1 意見書案第13号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書の提出について
追加日程第1その2 決議案第5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める決議について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。12番加川裕美君。

[12番加川裕美君登壇]

○12番（加川裕美君） 意見書案第13号及び決議案第5号の2件について、提案理由の説明を申し上げます。

この意見書の提出と決議案につきましては、請願第5号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書が教育民生常任委員会において審議され、本会議において

採択されたことを受けて提案するものでございます。

初めに、意見書案第13号について、朗読をもって提案いたします。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書（案）

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になっているばかりか、最近ではうつや認知症の危険因子になることも指摘されています。難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることで、脳の機能低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられています。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにするのが補聴器です。

日本の難聴率は、欧米と比較して大差はないと言われています。補聴器の使用率は欧米諸国と比べても極めて低く、日本補聴器工業会の調査報告でもイギリスの47.6%に対して、わが国は14.4%と極端に低い数値となっています。この背景には、日本に於いて補聴器の価格が15から30万円で、保険適用が無いため全額自己負担となっていることがあります。身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具支給制度により負担が軽減され中等度の場合は購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで約9割の人は自費で購入しているため、特に低所得の年金暮らしの高齢者に対する配慮が欠けていると言わざるを得ません。

補聴器購入に対する公的援助制度が欧米ではすでに確立されていますが、日本では一部の自治体で加齢性難聴の補聴器購入助成を行っているのみです。耳が聞こえにくい、聞こえないというのは、高齢者の社会参加・再雇用などの大きな障害となっています。

高齢になっても生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごすことが出来、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるよう下記の事項を求めます。

記

1. 加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

次に、決議案第5号につきましては、意見書案第13号と同様の趣旨を決議するものでございます。

議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより意見書案第13号及び決議案第5号の2件について、順次質疑を許します。

初めに、意見書案第13号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で意見書案第13号についての質疑を終結いたします。

次に、決議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で、決議案第5号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第13号及び決議案第5号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第13号及び決議案第5号の2件については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第13号及び決議案第5号の2件について、順次採決をいたします。

初めに、意見書案第13号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、意見書案第13号は可決されました。

次に、決議案第5号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、決議案第5号は可決されました。

次に、日程第25、市長提出議案第102号の1件を議題といたします。



議案第102号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第8号）

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 現在上程しております議案に加え、本日、1件の追加議案を上程いた

します。

議案第102号は、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第8号）でありまして、既定の予算額に3,851万4,000円を追加し、予算の総額を383億3,674万4,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしまして、国庫支出金は、独り親家庭臨時特別給付金事業費及び事務費補助金の増額計上であり、歳出といたしましては、独り親世帯に対する臨時特別給付金の追加給付費等を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第102号についての質疑を許します。2番藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） この給付金は再度給付という形で、年内2回目ということなのですが、現在支給時期はどのぐらいの時期を考えられているのか。

また、今回国のほうでは、前回の対象世帯を今回も対象世帯とするということになっておりますが、牛久市の前回の対象世帯は全て前回対象世帯になっているのか。また、申請をされていない世帯に対し、今回の給付金の周知はどのように対応されるのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） お答えいたします。

支給時期につきましては、12月24日に支給をするように、今準備を進めているところでございます。

あと、人数なのですが、今回の補正予算計上に当たりましては、585世帯、子供の数では880人について支給する予算を計上しております。

周知につきましては、1回目の基本給付ということで、まだ申請期間が2月26日までとなっておりますので、12月15日号の広報紙において、まずこちらについて広報しております。今回の支給につきましては、対象となっている、今回給付をする世帯については、全世帯に通知を出すような形で今準備をしているところでございます。その後、こども家庭課の窓口とか、医療年金課の窓口等にチラシを置きまして、随時対応していく予定となっております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 藤田尚美君。

○2番（藤田尚美君） 1回目の申請が2月26日ということで、そうしましたら今回のこの支給給付金は、1回目、まだ申請をされていない御家庭は、1回と2回、2回分支給可能ということでよろしいでしょうか。確認です。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長内藤雪枝君。

○保健福祉部長（内藤雪枝君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（石原幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議案第102号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第102号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第102号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第102号について採決をいたします。

議案第102号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第8号）、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議員提出議案第3号ないし日程第28、議員提出議案第5号の3件を一括議題といたします。



議員提出議案第3号 市長の専決処分事項に関する件の一部を改正する件について

議員提出議案第4号 牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例について

議員提出議案第5号 牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（石原幸雄君） 提案者に提案理由の説明を求めます。3番秋山 泉君。

〔3番秋山 泉君登壇〕

○3番（秋山 泉君） 議員提出議案第3号ないし議案提出議案第5号の3件について、提案理由の説明を申し上げます。

この3件の一部改正につきましては、議会改革推進特別委員会において、度重なる検討を重ねた結果であります。

初めに、議員提出議案第3号、市長の専決処分事項に関する件の一部を改正する件、主な改正点は、「市が当事者である和解で、その目的の額が1件当たり100万円以下のもの。」を追加し、また「法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、その額が1件当たり100万円以下のもの。」に見直しを行うため、市長の専決処分事項に関する件の一部を改正するものであります。

次に、議員提出議案第4号、牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例の主な改正点は、令和3年5月15日から、常任委員会を総務企画常任委員会8人、教育文化常任委員会7人、保健福祉常任委員会7人、環境建設常任委員会7人に改め、任期を2年とします。

また、これまで予算特別委員会で当初予算を審議しておりましたが、令和3年第1回定例会からは、予算常任委員会11人に改め、任期を1年とし、通年で予算審議を行うように変更し、牛久市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

次に、議員提出議案第5号、牛久市議会会議規則の一部を改正する規則の主な改正点は、まず、会議規則第2条、会議の欠席の届出についてであります。議員は、本会議を欠席する場合、議長に欠席理由を届け出る必要があります。

現在の会議規則は、「議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。」となっておりますが、昨今、女性の社会進出や男性の育児参加が進んでおり、社会生活の変化などに対応するため、新たに「公務、疾病、看護、介護、出産支援又はその他の事故のため出席できないとき」に改め、令和3年1月1日より議会を欠席することができることとします。

次に、会議規則第91条、委員会の欠席の届出についてであります。第91条も第2条同様の改正内容に改め、令和3年1月1日より委員会を欠席することができるよう変更し、牛久市議会会議規則の一部を改正するものであります。

以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議員提出議案第3号ないし議員提出議案第5号の3件について、順次質疑を許します。

初めに、議員提出議案第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議員提出議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議員提出議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議員提出議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 以上で議員提出議案第5号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号ないし議員提出議案第5号の3件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号ないし議員提出議案第5号の3件については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石原幸雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第3号ないし議員提出議案第5号の3件について、順次採決をいたします。

初めに、議員提出議案第3号、市長の専決処分事項に関する件の一部を改正する件について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第4号、牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第5号、牛久市議会会議規則の一部を改正する規則について、本案は原

案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第29、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（石原幸雄君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（石原幸雄君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和2年第4回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 石 原 幸 雄

署名議員 伊 藤 裕 一

署名議員 柳 井 哲 也